

手は原案通り可決いたしました。

一議長（石川信義君） 日程第五下の川護岸工事について議案第八十九号を議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（所田議会議務局長朗読）省略

一議長（石川信義君） 川護岸工事より提案理由の説明を求めます。

（助役川島金吉君登壇）

議長（石川信義君）

一助役（川島金吉君） 議案第八十九号について説明申し上げます。本案は護岸工事の事業議決に基づきまして、都みらの六割補助事業で、この場所としましては都道百十五号、牛更から基地に向つてある道路に基づきまして、高橋格三さんの坂下へ水路があります。そこから百八十米を施行しようとする

ものに基づきまして、昨年やりまして欄干をつくるわけがあります。さらに又、能川神社下に排水路がございますが、そこから上流百二十米を護岸工事といたすわけですが、まず、同じく欄干を行なうことになりまして、A型の百九十米、B型の九十米、暗渠は九米、落差工一カ所という内容で、これは都の河川課の管理にまかすわけがあります。また、一部工事の残りの分は補助の関係から本年度はこれだけ施行したいと存じまして、提案申し上げた次第でございます。

一議長（石川信義君） これより質疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君） これにて質疑を終結いたします。

おけりいたします。議案第八十九号は原案通り決するものと異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

一議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。ふつマ議案第八十九号は原案通り可決いたしました。

一、議長（石川信義君） 日程第六 契約締結同意方について議案第九十号を議題に仮しす。事務局長をして議案の朗読を以てさせす。

（所用議令事務局長朗読）省略

川窪勲役から提案理由の説明を求めます。

(助役川窪金吉君登壇)

一、助役（川島金吉君）議事第九十号 契約締結について、その一

能川の郡営住宅から拝島の引込み線までの排水管埋設工事や
おぼろぎして、より所々付すべく百粒管が埋設してあるわけですか。

三ノ下

福生町議会

ふは第三都営住宅を建設するにあたりまして、金額部の補助にさうなわけがござります。そこで百粍管が埋設してあるわけですが、それと今回百五粍管にするわけが、ご承知のとおり、揮舞の之体交差の道路がございますと、相当土積りさへ高くするわけがござります。将来の発展を案えろと、現状の百粍管ではとうまい題いさえないわけが、さうして将来も見通して百五粍管を埋設した方が良いわはさかろうかと思えておられる方があります。ふは拡張計画にまつてあり、起債によつてござるわけがござります。十月十日に七社によつて入札をいさしきしところ、新生設備工業株式会社さんが百五十八万円が落札し、契約したといふこととござります。延長といふしきして、え言え米四十、硝火柱が二カ所です。この工期を十月十日として仮契約と結んでおられるわけがござります。さうしくご同意

あらんことをお願い申し上げます。

次にその二でござりまするが、ディーゼル機関装備交流発電機械の購入
で、これをヤニ坪水場に設置したいという案でござりまする。
この規模、構造は、日産ディーゼルU・D六二五型、定格容量
一三五K・V・A、出力一〇〇KW、電圧二二〇Vであります。
停電の場合、水道の発電が止まるわけだ、ここにディーゼル機関
の発電気を購入し、停電時にはこれを措置をしようとい
うことだ。提案申し上げた次第でござりまする、ヤニ坪水場に
はすでに昨年入札したか、今回もほぼ同様のものでござ
りまする。ヤニ坪水場の容量は七十五KVAです。厚生委員
会等にもおはかり申し上げ、どうなるかわかりませんが、
ご検討願ふわけであり、ヤニ坪水場のものも、全然故障もなく
きまっておりますので、同じ型のもので入札しようと思つておわ

けであります。ふは、これはなく、隨意契約をやつたわけですが
この見積りを取つたのは横浜商會社からも取つておりました
か、けつさく、三百七十万円をもち、東都日産モーター株式会社
と契約し、一合購入したいと思つておるわけであります。
この仮契約は十月十八日に結んでおり、又これともない新大
に造る部分もあります。二月五日が工期となつておる次
第でござりまする、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（石川信義君） これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） これより質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第九十号は、原案通り決すわけで
異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。　よって議案

第九十一号は原案通り可決されました。

一議長（石川信義君）　日程第七、水道施設事業費起債について議

案第九十一号を議題に供します。　事務局長もして議案の

朗読をさせていただきます。

（町田議会事務局長朗読）　省略

一議長（石川信義君）　川邊助役より提案理由の説明を求めます。

（助役川邊金吉君登壇）

一助役（川邊金吉君）　議案第九十一号、水道施設事業費起債に

ついての説明申し上げます。　本案は水道施設事業の起債で、

ざいすして、もちろん拡張工事にとりなり起債で、本年は九百

万円の起債を申し込んでおつたのです。　全額認められて、

でございます。　従いましてここに借入れをへき、議決を求めらるもの

でございます。　起債額は九百万円、この目的は水道事業に

充てるためで、借入先は田舎新が指定され、利率は年六分五

厘以内とつてあります。　ふくについては借入方法、年度償還方

法等いろいろ条件つけられてあります。　その後いろいろ接衝

した結果、資金運用部から普通貸借にうつり借入れのこと

に決しまして、利率も六分五厘で内諾を得たわけでございます。

まず、この九百万円の起債でございます。　本年度の事業が終る

わけでございます。　以上の内容でありますのでよろしくご審議の

ほどお願いいたします。

一議長（石川信義君）　これより質疑を行ないます。

（異議なしと承知あり）

一議長（石川信義君）　ふくで質疑を終結いたします。

おかけいたします。　議案第九十一号は原案通り決す

ろく、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。さうで議案第九十一号は原案通り可決されました。

一議長（石川信義君）　日程第八福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第九十一号と議題に供します。事務局長として議案の朗読をさせていただきます。

（町議会議事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　篠崎助後より提案理由の説明を求めます。

（助後篠崎俊夫君登壇）

一助後（篠崎俊夫君）　議案第九十一号福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、説明申し上げます。現行の国民健康保険条例の第五条では、被保険者が出生した時は

当該被保険者の属する世帯主に対し、助産費として千五百円を支給することとなっておりますが、この度国の方針に基づきまして全国的に助産費を引き上げることになりまして、都では期日、十一月一日に都下市町村が現行の千五百円を三千円に引き上げることになりましたが、本県もご提案申し上げた次第でございます。なお本県実施に要する経費は全額国庫が負担してもらえ、これによっておろぐでございますが、ご参事として、毎月八件程度でございます。従って十一月一日から支給額を引き上げるとしますと、年度内の見込件数として、は十月、十一月、二月、三月の四ヵ月、剩る八件、けつさく三十三件ということと、年度内の見込額は五百円を引上げるとして、五百円剩る三十三件、一万六千円程度となるわけでございます。なお



この予算措置をいふに、当初予算にのきまして、国保
 会計の予算とて議決したとき、助産費も百件とい
 うように、少し余りもあつた予算を組んでおりまして、平
 算の追加措置は必要ないのではないかと思ふが、一番支出
 の多い療養給付費の今後の状況をみまして、もし足りなくな
 った場合はその時に追加措置をお願いしたいと存じておりま
 す。さうして、審議を承りまして、ご可決あらんことをお願いいたします。

一議長（石川信義君）　これより質疑を行つます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　これにて質疑を終結いたします。

あはかりいたします。議案第九十三号は東京通り決するに
 異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）



一議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。さうで議案第九十三号
 は東京通り可決いたしました。

は東京通り可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第九福生町職員定数条例の一部を改正する
 条例について議案第九十三号を議題にいたします。事務局長を

議長の前読をいたします。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　篠崎助役から提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

一助役（篠崎俊夫君）　議案第九十三号福生町職員定数条例の一部改正

について説明申し上げます。一般職員の定数につきましては町発展

にとりなう事務量の増加速度等とくらべておぼつかないとして、毎年改

正して参り、本年も一月に改正をお願いいたしたのがございますが、

本年三月に学校も卒業するものの新規採用、あるいは又、四月

とつうのみ、昨今の理事者の考えであらうと思ふ。しかし、
その説明によりますと、今後二年間の人員増、大体四人を
とめ、わくを取つておろすといふことは、私ども考えるに、これは一面時
常の事務改善とは逆向するやうな考え方でありま。

くしまに三百五、四百の機械を入れたとしても、このあたりは効果
あるといふことは一言して言えます。一つの機械技術を取り
入れることによつて短期間に増員しなければならぬものも抑え、
長期計画を立て、高級的、優遇の事務能力者、技術能力者とい
うものも十分に考慮して置くべき、人員も極力押さえていくといふ
ことの最も根本的なことだと思ふ。もちろん理事者の職員
に對してやうなことをいふのは、どうも言えません。やはり町民
の代弁者として、さういふことも十分注意しなければならぬ。わ
けが、又勸言も申し上げなければならぬと思ふ。昨今の

事務改善にもなる。備品の購入を行つておる面から、突如
としてこうしたものは、さういふことは、私に遺憾に思つた
けれども、さういふのも、もちろん町の實情からして、飛躍的に人口が
増え、その場合は、それだけの人的要素も考えなければならぬとい
思ふ。今の現在の人口増の比率をみますと、人口急増対策を
行つておる国分寺、小平等の状況から考え、二年の職員増を
一きくは、あるといふことは一寸ゆきすぎで、なまらうかと思ひ
ます。その点について、理事者である町長に、お伺いしたい
と思ふ。ます。

一町長、瀧古清蔵君

くまの山下議員からの発言でございます。

来え方に、おきましては、私どもも同意であり、極力事務改善を
行い、機械等の設備を、つくして、おろす。さういふ。しかし、
から、現在の町の町と、つくして、人口増にもなる。さういふ。

事務の煩雑さもあり、現在におきましても人数が足りない
いふやうなやり、さうして観望から本巢を提案申し上げた次
第でござります。と云ふ事業面におきましても他町村と比較
検討してしましても調査してしましても決してわが町の職員数は多
い方ではないわけだと思つてます。特に都市計画課におきましては
もつと技術者と云ふ職員を増員しなければというてい移すうない
現状にまづおられます。さうして観望からしてさうしてさうして
はじつに願ひしてしまふ。趣旨としては山下議員さんの来々方には
私どもも同意でござります。極力事務改善もして、かつまた
人口の急増ということからも是非さう願ひたいと思つてます。
当然能川地区にござりますところの六百デヤの住宅も、どの程度
人口が不足する現象もござりますと思つてます。現状階として
はとうてい職員が足りない現状であるわけがあります。

二番 山下幸三君

大分な説明がありました。大分な職務に

担当課においては足りない所、あつては所があると思つて
か、私も日常中全社の管理看におり、あらゆる角度からみまし
て事務量の少ない所と、中常におり、特に役場にお
いては都市計画課は、これから伸びゆく福生町の大きな機能を
もつておると云ふ方だと思つてます。私も当然必要だと思つて
ます。又町長も強調されたところと思つてます。しかし一面これ
はゆつやかな事務能力をもつておられる、さうして大分も管理
者として十分急をくばつておられる、さうして大分も機能的
におられると思つてます。町長は他町村を比べて決して悪い方だ
はないということなんですか。近隣町村ではさうして大分機能的
要素はほとんどなく、計算書も古いもの、一台あるだけ、福
生町のような機械は全然入つておられない。羽村、瑞穂、五日市等